

名古屋市中区選挙管理委員会告示第1号

選挙人名簿登録の移替えの延期について

公職選挙法施行令第17条の規定により、次の期間において選挙人名簿の登録の移替えを選挙の期日後に延期する。

令和8年1月20日

名古屋市中区選挙管理委員会委員長 中 村 益

登録の移替えを延期する期間

令和8年1月20日から令和8年2月8日まで

名古屋市中区選挙管理委員会